

介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業者説明会
(平成28年12月21日 鯖江市嚮陽会館)

介護予防・日常生活支援総合事業費 の請求について

福井県国民健康保険団体連合会
業務課介護保険室



介護予防・日常生活支援総合事業について

■ 地域包括ケアシステムのイメージ

現状の課題

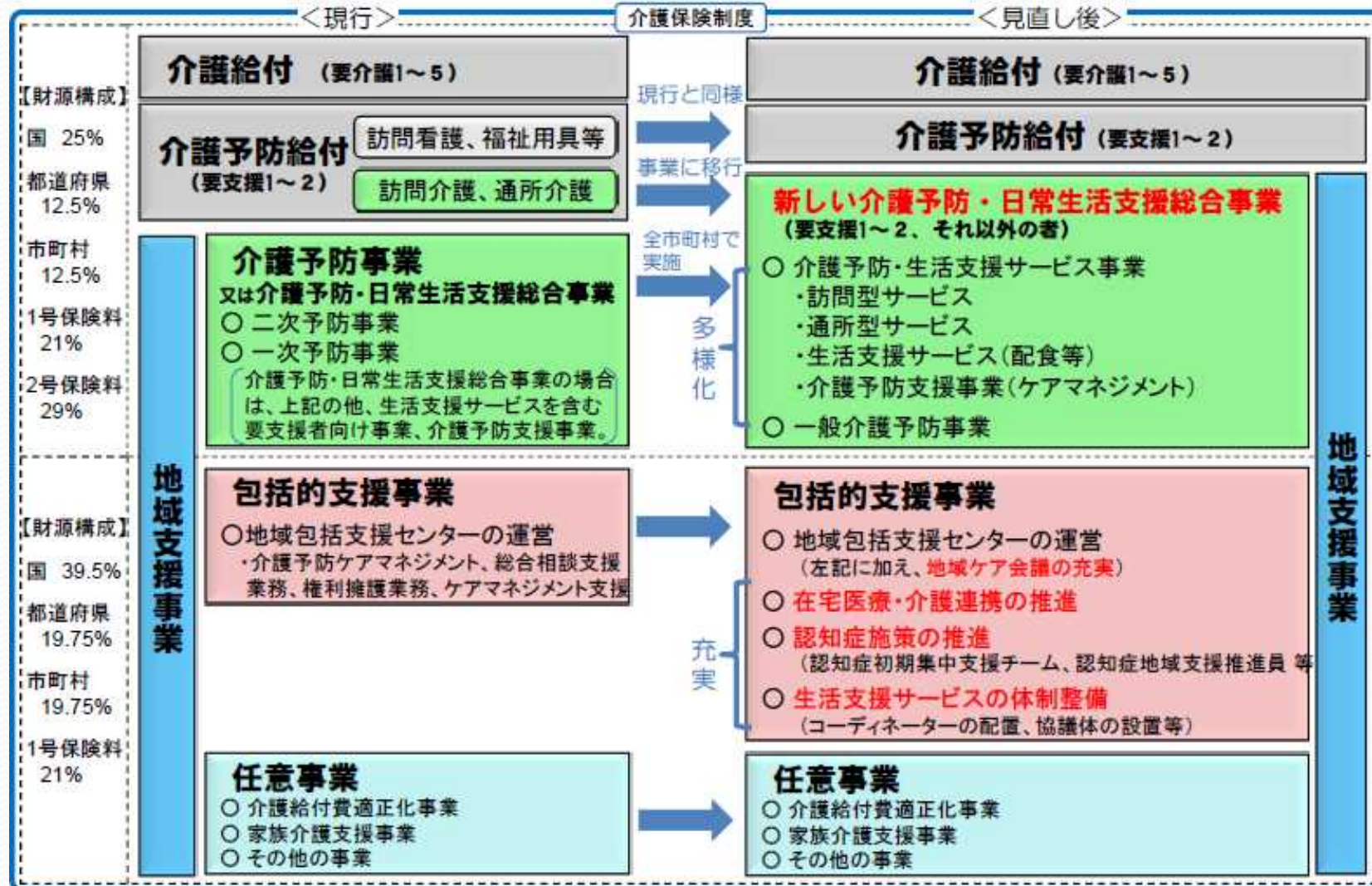


これから



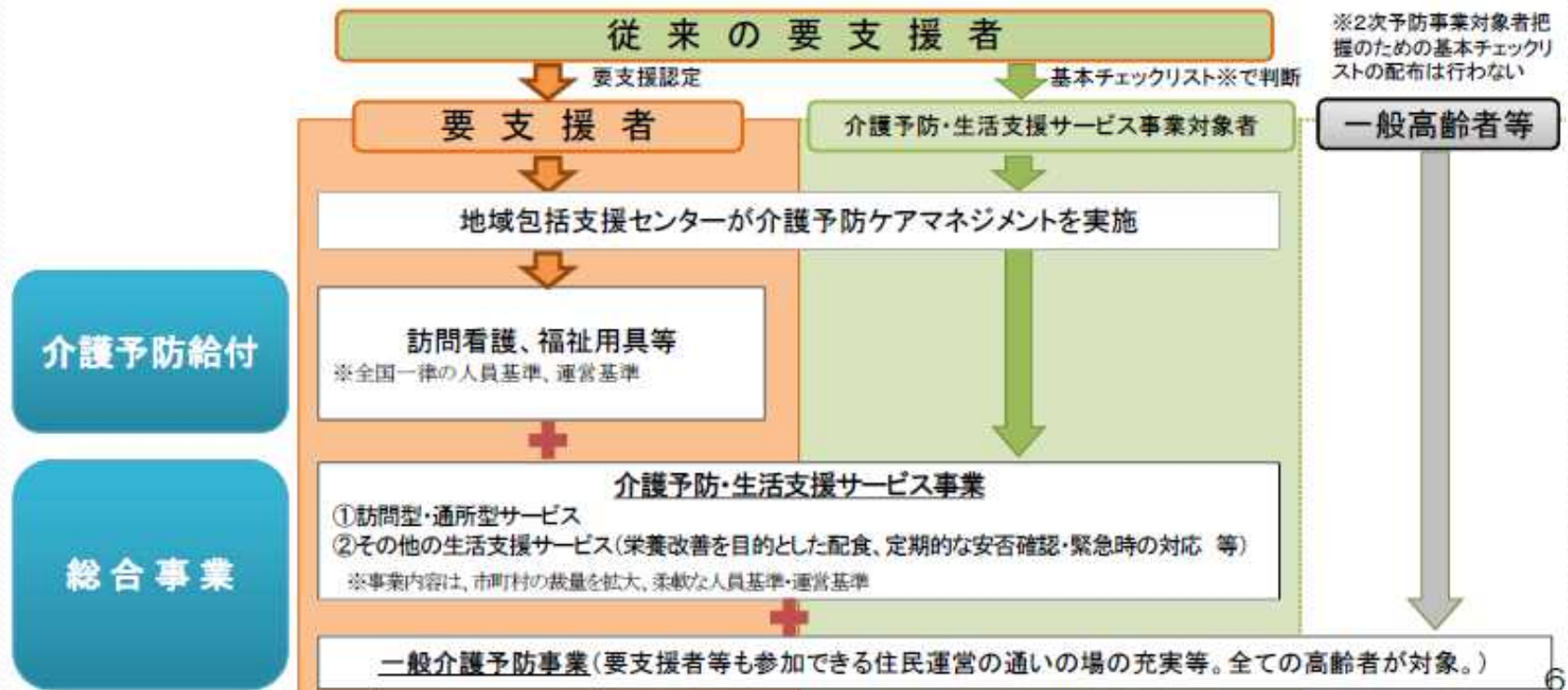
“お互いさまの助け合い”の輪を広げていくことで、支援や介護が必要になっても、地域社会の中から切り離されず、なじみの関係を継続できる

■介護予防・日常生活支援総合事業の見直し



■新しい介護予防・日常生活支援総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。





総合事業のサービスについて

■ 総合事業におけるサービスの類型について

	現行相当	多様なサービス			
サービス種類	・訪問介護 ・通所介護	・訪問型サービスA ・通所型サービスA (緩和した基準)	・訪問型サービスB ・通所型サービスB (住民主体による支援)	・訪問型サービスC ・通所型サービスC (短期集中予防サービス)	・訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	・訪問介護員による身体介護・生活援助 ・通所介護と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練	・生活援助等 ・ミデイサービス 運動・レクリエーション等	・住民主体の自主活動として行う生活援助等 ・体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	・保健師等による居宅での相談指導等 ・生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	・移送前後の生活支援
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助/助成	直接実施/委託 指定	訪問型サービスBに準じる
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護(通所介護)事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

※介護予防・生活支援サービス事業の実施方法

指定 : 国保連へ請求

実施方法	概要
直接実施	市町村の職員が直接要支援者等にサービスを実施 (例: 保健師が行う短期集中予防サービス)
委託	NPO・民間事業者等に、要支援者等への支援等を委託 (例: NPOが行う生活援助)
事業者指定	市町村長指定の事業所がサービス提供した場合、その費用を支給(現行の仕組み)
補助・助成	NPOやボランティア等に、要支援者等へのサービス提供を条件として、立上げ経費や活動経費を補助(助成)

■ 総合事業におけるサービス種類の考え方について

(1) 訪問型サービスの場合

No.	コード	種類	内容
1	A1	訪問型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業所が請求するサービス種類。
2	A2	訪問型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外は国の規定。
3	A3	訪問型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
4	A4	訪問型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。

No.	種類 コード	ベース	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	サービス 名称	利用者 負担	利用者負担 割合・額	支給限度 額管理
1	A1	介護予防 訪問介護	国が 規定	国が規定	国が規定	国が規定	国が 規定	定率	予防給付 と同様	国が規定
2	A2			市町村が 規定※1	市町村が規 定（国が規定 する地域単価 から選択）					
3	A3	なし	市町 村が 規定	市町村が 規定		国が規定す るコードか ら選択	市町村 が規定	定額	市町村が 規定	市町村が 規定
4	A4									

※1:国が規定する単位数を上限とする。 ※2:「市町村」と記載がある個所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

(2) 通所型サービスの場合

No.	コード	種類	内容
1	A5	通所型サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業所が請求するサービス種類。
2	A6	通所型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外は国の規定。
3	A7	通所型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。
4	A8	通所型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。

No.	種類 コード	ベース	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	サービス 名称	利用者 負担	利用者負担 割合・額	支給限度 額管理
1	A5	介護予防 通所介護	国が 規定	国が規定	国が規定	国が規定	国が 規定	定率	予防給付 と同様	国が規定
2	A6			市町村が 規定※1	市町村が規定 (国が規定する 地域単価から 選択)					
3	A7	なし	市町村が 規定	市町村が 規定		国が規定する コードから 選択	市町村 が規定	定額	市町村が 規定	市町村が 規定
4	A8									

※1: 国が規定する単位数を上限とする。 ※2: 「市町村」と記載がある個所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

(3) その他の生活支援サービスの場合

No.	コード	種類	内容
1	A9	その他の生活支援サービス (配食/定率)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。
2	AA	その他の生活支援サービス (配食/定額)	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。
3	AB	その他の生活支援サービス (見守り/定率)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。
4	AC	その他の生活支援サービス (見守り/定額)	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。
5	AD	その他の生活支援サービス (その他/定率)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。
6	AE	その他の生活支援サービス (その他/定額)	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。

No.	種類 コード	ベース	算定 構造	単位数	地域単価	サービス コード	サービス 名称	利用者 負担	利用者負担 割合・額	支給限度 額管理
1	A9	なし	市町村 が規定	市町村が 規定	市町村が規定 (国が規定す る地域単価か ら選択)	国が規定 するコード から選 択	市町村 が規定	定率	市町村が規定 (所得に応じ て設定したい 場合は所得段 階ごとにコード を設定する 必要がある)	対象外
2	AA							定額		
3	AB							定率		
4	AC							定額		
5	AD							定率		
6	AE							定額		

※「市町村」と記載がある個所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

(4) 介護予防ケアマネジメントの場合

No.	コード	種類	内容
1	AF	介護予防ケアマネジメント	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外は国が規定する内容とする。

No.	種類コード	ベース	算定構造	単位数	地域単価	サービスコード	サービス名称	利用者負担	支給限度額管理
1	AF	介護予防支援	国が規定	市町村が規定 (国が規定する単位数を上限とする)	市町村が規定 (国が規定する地域単価から選択)	国が規定	国が規定	なし	対象外

※事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連を経由した支払は例外。なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合は行わないことに留意。

※「市町村」と記載がある個所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

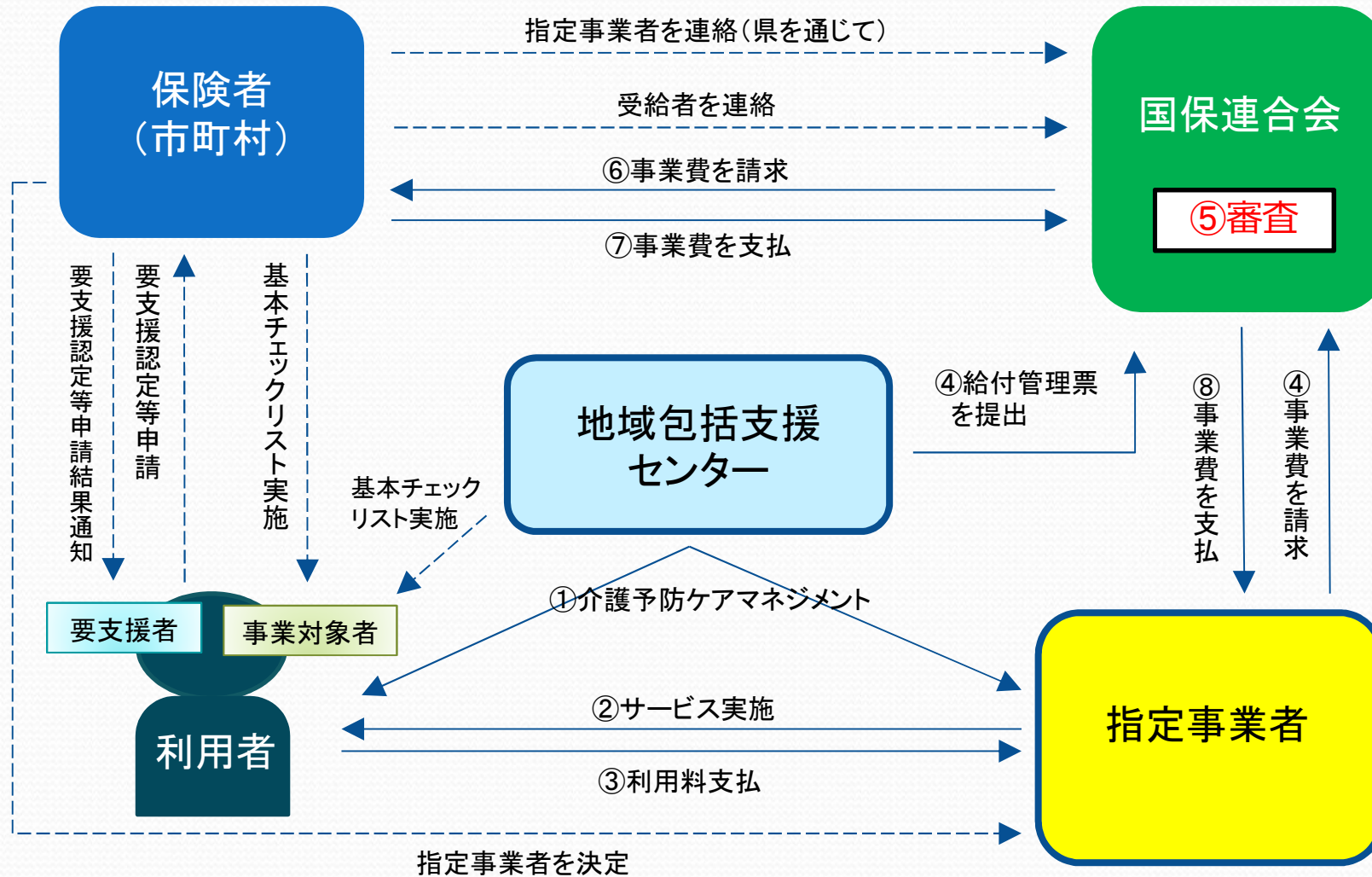
※受給者が居宅介護支援または介護予防支援を受けている月については、同じ月に介護予防ケアマネジメントを受けることはできない。

※市町村が国保連に同号事業の介護予防ケアマネジメントの支払を委託する場合は、サービスコード異動連絡票を送付する必要がある。



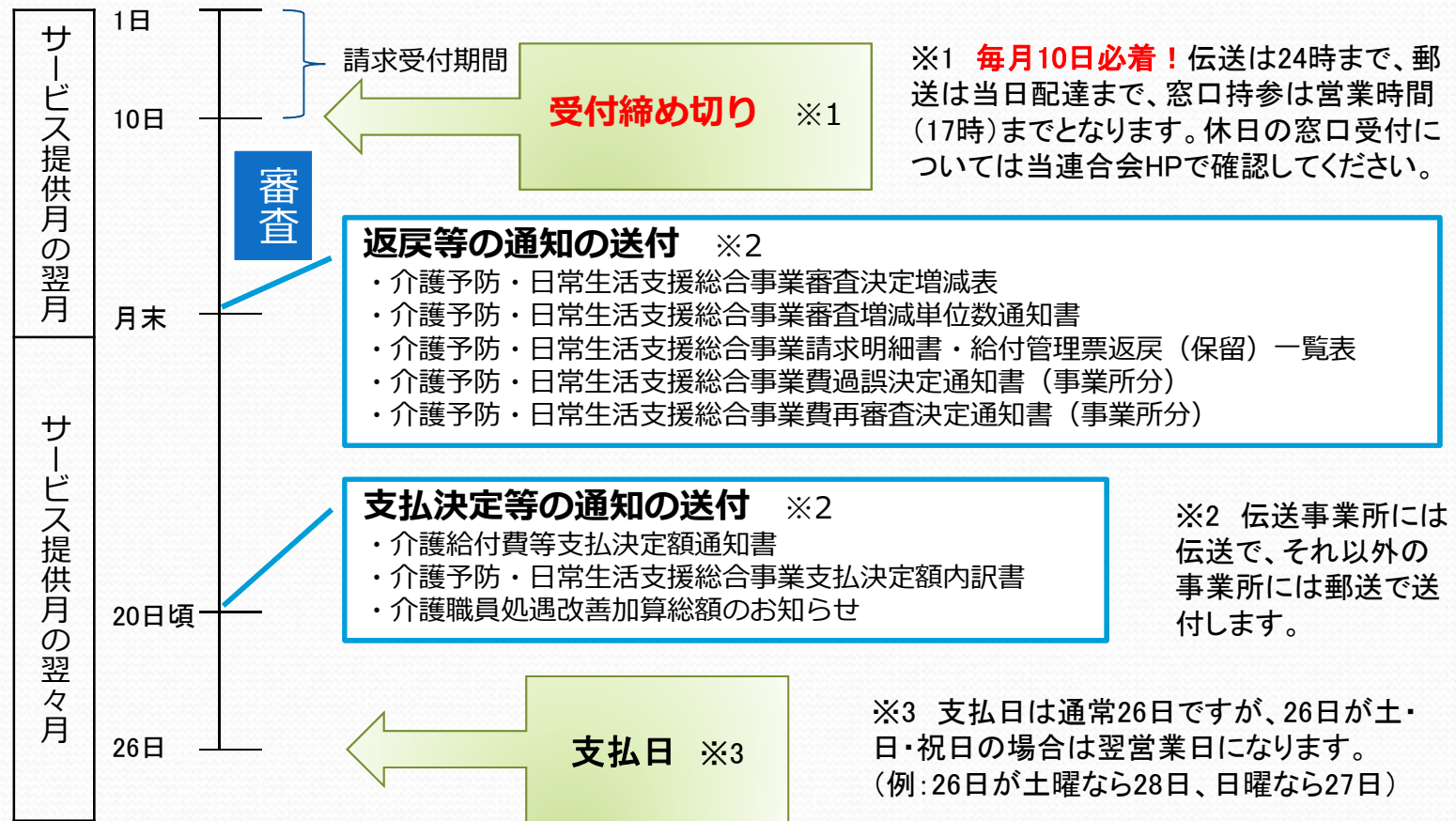
総合事業費の請求について

■ 介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れ



■ 介護予防・日常生活支援総合事業費の請求

(1) 国保連合会の事務処理日程



(2) 総合事業費請求にかかる留意事項

- ① 総合事業費の請求媒体については、インターネット回線またはISDN回線による伝送請求、FDまたはCD-Rの電子媒体による請求に限ります。
紙媒体での請求は受け付けませんのでご注意ください。
- ② 総合事業費請求で使用する様式は、様式第一の二（識別7113）「介護予防・日常生活支援総合事業請求書」、様式第二の三（識別71R1）「介護予防・日常生活支援総合事業費明細書」となります。
- ③ 総合事業費明細書は1事業所の被保険者1人あたり、1月に1件作成します。2件に分けて作成することはできません。
ただし、要支援認定を受けている被保険者に対して、1事業所から介護予防サービスと総合事業サービスの両方のサービスを提供した場合※は、**それぞれの明細書様式で請求する必要があり**、この場合は被保険者1人につき1月に2枚の明細書を作成することとなる。

※例	事業所αが被保険者βに対し同月に次のサービスを提供	介護予防福祉用具貸与	⇒様式「第一」(請求書)＋「第二の二」(明細書)
		訪問型A1	⇒様式「第一の二」(請求書)＋「第二の三」(明細書)

(2) 総合事業費請求にかかる留意事項 (続き)

- ⑤ 地域包括支援センター給付管理票を提出した際の報酬については以下のとおりとなります。

パターン	報酬名	請求先
i) 当月、利用者が総合事業のみ利用した場合	介護予防ケアマネジメント費	市町村
ii) 当月、利用者が総合事業と介護予防を利用した場合	介護予防支援費	国保連

- ④ 総合事業では、市町村によってサービスコードや単価が異なる場合があります。当該市町村以外の利用者にサービスを提供する時は、当該市町村が提示するサービスコードや単価を必ずご確認ください。
- ⑥ 住所地特例者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村が実施します。
例えば、A市の施設を利用しているB町の被保険者が住所地特例者である場合、A市が実施する総合事業を利用することになります。(この場合、A市とB町はそれぞれの地域包括支援センターを介して情報連携することになります。また、給付管理を行うのはA市の地域包括支援センターになります。)

(2) 総合事業費請求にかかる留意事項 (続き)

- ⑦ 現行相当サービスの項目コードは、以下のとおり事業所により異なります。

	訪問介護	通所介護
みなし指定事業所 (平成27年3月31日までに指定された事業所)	A1	A5
新規指定事業所 (平成27年4月1日以降に指定された事業所)	A2	A6

※ A1、A5コードは全国共通ですが、A2、A6コードは市町村によって内容等異なります。

(3) 総合事業サービスの概要と請求

【丹南5市町の総合事業サービス一覧】

※国保連に請求するサービスのみ

	コード	名称	単位	加算/減算	備考
共通	A1	訪問型サービス（みなし）	-	-	
	A2	訪問型サービス（予防給付相当）	-	-	市町により一部異なる
	A5	通所型サービス（みなし）	-	-	
	A6	通所型サービス（予防給付相当）	-	-	
鯖江市	A3	訪問型サービスA	1回225単位	初回加算	1ヶ月9回まで
	A7	通所型サービスA	1回310単位	なし	1ヶ月5回まで
	A7	通所型短期予防サービス	1回340単位	口腔機能向上加算・栄養改善加算	週1回程度（12回）
越前市	A3	訪問型サービスA1（緩和型）	1回225単位	初回加算	1ヶ月5回まで
	A7	通所型サービスA（緩和型）	1回310単位	自立支援プログラム未実施減算	1ヶ月5回まで
	A7	通所型サービスC（集中）	1回320単位	なし	週1回程度（12回）
池田町	A3	訪問型サービスA	1回225単位	初回加算・処遇改善加算	1ヶ月9回まで
	A7	通所型サービスA	1回310単位	処遇改善加算/人員欠如等減算	1ヶ月5回まで
南越前町	A3	訪問型サービスA1	1回225単位	初回加算	1ヶ月5回まで
	A7	通所型サービスA	1回310単位	自立支援プログラム未実施減算	1ヶ月5回まで
越前町	A3	訪問型サービスA	1回225単位	初回加算	1ヶ月9回まで
	A7	通所型サービスA	1回310単位	なし	1ヶ月5回まで

(3) 総合事業サービスの概要と請求

鯖江市の総合事業サービス

	コード	種類	名称	内容	請求先
訪問介護	A1	訪問型サービス(みなし)	訪問型サービス(みなし)	訪問介護の現行相当サービス(みなし指定事業所用)	国保連
	A2	訪問型サービス(独自)	訪問型サービス(予防給付相当)	訪問介護の現行相当サービス(新規指定事業所用)	国保連
	A3	訪問型サービス(独自/定率)	訪問型サービスA	市独自のサービス(緩和した基準/身体介護を含まない生活援助)	国保連
通所介護	A5	通所型サービス(みなし)	通所型サービス(みなし)	通所介護の現行相当サービス(みなし指定事業所用)	国保連
	A6	通所型サービス(独自)	通所型サービス(予防給付相当)	通所介護の現行相当サービス(新規指定事業所用)	国保連
	A7	通所型サービス(独自/定率)1	通所型サービスA	市独自のサービス(緩和した基準/閉じこもり予防・自立支援)	国保連
	A7	通所型サービス(独自/定率)2	通所型短期個別サービス	市独自のサービス(通所C型/生活機能向上のための包括的プログラム)	国保連
	-	-	通所型短期集団サービス		市

(3) 総合事業サービスの概要と請求

越前市の総合事業サービス

	コード	種類	名称	内容	請求先
訪問介護	A1	訪問型サービス(みなし)	訪問型サービス(みなし)	訪問介護の現行相当サービス	国保連
	A2	訪問型サービス(独自)	訪問型サービス(予防給付相当)	訪問介護の現行相当サービス	国保連
	A3	訪問型サービス(独自/定率)	訪問型サービス(緩和型) / A1	市独自のサービス(緩和した基準/身体介護を含まない生活援助等)	国保連
	-	-	訪問型サービス(緩和型) / A2		市
	-	-	訪問型サービスB	市独自のサービス(住民主体による支援)	市
	-	-	訪問型サービスC	市独自のサービス(生活機能向上指導)	市
通所介護	A5	通所型サービス(みなし)	通所型サービス(みなし)	通所介護の現行相当サービス	国保連
	A6	通所型サービス(独自)	通所型サービス(予防給付相当)	通所介護の現行相当サービス	国保連
	A7	通所型サービス(独自/定率) 1	通所型サービスA(緩和型)	市独自のサービス(緩和した基準/閉じこもり予防・自立支援)	国保連
	-	-	通所型サービスB	市独自のサービス(住民主体による支援)	市
	A7	通所型サービス(独自/定率) 2	通所型サービスC(集中) / 指定	市独自のサービス(短期集中予防/生活機能向上のための包括的プログラム)	国保連
	-	-	通所型サービスC(集中) / 委託		市

(3) 総合事業サービスの概要と請求

池田町の総合事業サービス

	コード	種類	名称	内容	請求先
訪問介護	A1	訪問型サービス（みなし）	訪問型サービス（みなし）	訪問介護の現行相当サービス（みなし指定事業所用）	国保連
	A2	訪問型サービス（独自）	訪問型サービス（予防給付相当）	訪問介護の現行相当サービス（新規指定事業所用）	国保連
	A3	訪問型サービス（独自/定率）	訪問型サービスA	町独自のサービス（緩和した基準/身体介護を含まない生活援助）	国保連
通所介護	A5	通所型サービス（みなし）	通所型サービス（みなし）	通所介護の現行相当サービス（みなし指定事業所用）	国保連
	A6	通所型サービス（独自）	通所型サービス（予防給付相当）	通所介護の現行相当サービス（新規指定事業所用）	国保連
	A7	通所型サービス（独自/定率）	通所型サービスA	町独自のサービス（緩和した基準/閉じこもり予防・自立支援）	国保連

(3) 総合事業サービスの概要と請求

南越前町の総合事業サービス

	コード	種類	名称	内容	請求先
訪問介護	A1	訪問型サービス(みなし)	訪問型サービス(みなし)	訪問介護の現行相当サービス(みなし指定事業所用)	国保連
	A2	訪問型サービス(独自)	訪問型サービス(予防給付相当)	訪問介護の現行相当サービス(新規指定事業所用)	国保連
	A3	訪問型サービス(独自/定率) 1	訪問型サービスA1	町独自のサービス(緩和した基準/身体介護を含まない生活援助)	国保連
	-	-	訪問型サービスA2		町
	-	-	訪問型サービスC	町独自のサービス(短期集中の社会参加への支援)	町
通所介護	A5	通所型サービス(みなし)	通所型サービス(みなし)	通所介護の現行相当サービス(みなし指定事業所用)	国保連
	A6	通所型サービス(独自)	通所型サービス(予防給付相当)	通所介護の現行相当サービス(新規指定事業所用)	国保連
	A7	通所型サービス(独自/定率)	通所型独自サービスA	町独自のサービス(緩和した基準/閉じこもり予防・自立支援)	国保連
	-	-	通所型サービスC	町独自のサービス(短期集中の生活行為改善の支援)	町

(3) 総合事業サービスの概要と請求

越前町の総合事業サービス

	コード	種類	名称	内容	請求先
訪問介護	A1	訪問型サービス（みなし）	訪問型サービス（みなし）	訪問介護の現行相当サービス（みなし指定事業所用）	国保連
	A2	訪問型サービス（独自）	訪問型サービス（予防給付相当）	訪問介護の現行相当サービス（新規指定事業所用）	国保連
	A3	訪問型サービス（独自/定率）	訪問型サービスA	町独自のサービス（緩和した基準/身体介護を含まない生活援助）	国保連
通所介護	A5	通所型サービス（みなし）	通所型サービス（みなし）	通所介護の現行相当サービス（みなし指定事業所用）	国保連
	A6	通所型サービス（独自）	通所型サービス（予防給付相当）	通所介護の現行相当サービス（新規指定事業所用）	国保連
	A7	通所型サービス（独自/定率）	通所型独自サービスA	町独自のサービス（緩和した基準/閉じこもり予防・自立支援）	国保連
	—		短期集中予防サービス	町独自のサービス（生活行為向上支援）	—

検討中

請求明細書記載例①

【共通】訪問型サービス・通所型サービス（みなし）

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード*		単位数	回数	サービス単位数	公費回数	公費対象単位数	摘要
	訪問型Ⅱ	A1	1211	0	1	2,335	0		訪問介護(週2回程度)を利用 ※処遇改善加算Ⅰあり
	訪問型処遇改善Ⅰ	A1	6270	0	1	201	0		
	通所型2	A5	1121	0	1	3,377	0		通所介護(月8回まで)を利用 ※同一建物居住減算2あり
	通所型同建物減2	A5	6106	0	1	-752	0		

請求額集計欄	①サービス種類/②名称	A1	訪問現行	A5	通所現行		
	③サービス実日数	9	日	8	日		
	④計画単位数	2,335		2,625			
	⑤限度額管理対象単位数	2,335		2,625			
	⑥限度額管理対象外単位数	201		0		給付率(/100)	
	⑦給付単位数(④or⑤+⑥)	2,536		2,625		事業	90
	⑧公費分単位数	0		0		公費	
	⑨単位数単価	10.00	円/単位	10.00	円/単位	合計	
	⑩事業費請求額	22,824		23,625		46,449	
	⑪利用者負担額	2,536		2,625		5,161	
	⑫公費請求額	0		0		0	
	⑬公費分本人負担	0		0		0	

請求明細書記載例②

【共通】訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード*		単位数	回数	サービス単位数	公費回数	公費対象単位数	摘要
	訪問独自Ⅱ	A2	1211	0	1	2,335	0		訪問介護(週2回程度)を利用 ※処遇改善加算Ⅰあり
	訪問独自処遇改Ⅰ	A2	6270	0	1	201	0		
	通所独自2	A6	1121	0	1	3,377	0		通所介護(月8回まで)を利用 ※同一建物居住減算2あり
通所独自同建減2	A6	6106	0	1	-752	0			

請求額集計欄	①サービス種類/②名称	A1	訪問現行	A5	通所現行	
	③サービス単位数					
	④計					
	⑤					
	⑥					0)
	⑦					90
	⑧					
	⑨					
	⑩					46,449
	⑪					5,161
	⑫公費請求額			0	0	0
	⑬公費分本人負担			0	0	0

☆ポイント

- ・総合事業サービスのうち、A1訪問型サービス(みなし)、A5通所型サービス(みなし)は、日割り事由により日割り計算の対象になります。またA2訪問型サービス(独自)、A6通所型サービス(独自)で市町が定めたものについては、日割り計算の対象になります。
- ※日割り事由についてはP.28参照
- ・丹南市町の単価は1単位10.00円です。

請求明細書記載例③

【鯖江市】訪問型（通所型）サービスA型

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード*		単位数	回数	サービス単位数	公費回数	公費対象単位数	摘要
	訪問型A	A3	1011	225	8	1,800	0		月に8回訪問、初回加算あり
	訪問型A初回加算	A3	1021	200	1	200	0		
	通所型A	A7	1011	310	5	1,550	0		通所を月に5回利用

請求額集計欄	①サービス種類/②名称	A3	訪問A	A7	通所A	
	③サービス単位数					
	④計					
	⑤限					
⑥限						
⑦給						90
⑧公						
⑨単						
⑩事業費請求額			1,800		13,950	15,750
⑪利用者負担額			200		1,550	1,750
⑫公費請求額			0		0	0
⑬公費分本人負担			0		0	0

☆ポイント

- ・同じサービスでも、市町によってサービスコードが違いますので、ご注意ください。
- ・また、月の制限回数や初回加算、介護職員処遇改善加算の有無なども、市町によって違いがあります。
- ・丹南市町の単価は1単位10.00円です。

請求明細書記載例④

【鯖江市】短期集中予防サービス

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード*		単位数	回数	サービス単位数	公費回数	公費対象単位数	摘要
	通所型短期	A7	1212	340	4	1,360	0		 短期予防サービスを週1回利用。選択プログラム(口腔機能向上、栄養改善加算)を併せて利用。
	通所型短期口腔加算	A7	1222	150	2	300	0		
	通所型短期栄養加算	A7	1232	150	2	300	0		

請求額集計欄	①サービス種類/②名称	A7	短期予防							
	③サービス実日数	4	日				日			
	④計画単位数	1,960								
	⑤限度額管理対象単位数	1,960								
	⑥限度額管理対象外単位数	0							給付率(/100)	
	⑦給付単位数(④or⑤+⑥)	1,960							事業	80
	⑧公費分単位数	0							公費	
	⑨単位数単価	10.00	円/単位				円/単位	合計		
	⑩事業費請求額	15,680							15,680	
	⑪利用者負担額	3,920							3,920	
	⑫公費請求額	0							0	
	⑬公費分本人負担	0							0	

※参考「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」

(平成27年3月31日 厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課 事務連絡 I 資料9 抜粋)

対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更(要支援1⇔要支援2) 区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> 区分変更(要介護→要支援) サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1 事業開始(指定有効期間開始) 事業所指定効力停止の解除 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> 利用者との計画開始 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) 介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居※1 	退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除※1 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所※1 	退所日の翌日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> 区分変更(要支援1⇔要支援2) 区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> 区分変更(事業対象者→要介護) 区分変更(要支援→要介護) 	契約解除日

※参考（続き）

対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1 ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	(廃止・満了日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との計画解除 	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 	サービス提供日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居※1 	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始※1 	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所 	入所日の前日
月額報酬対象サービス全て(居宅介護支援費、介護予防支援費及び日割り計算用サービスコードがない加算を除く)	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 	開始日
		<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更 	資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間終了 	終了日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合となる。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

(4) エラー事例集

(事例1) 処遇改善加算の単位数を限度額管理対象単位数に含めている。

【請求明細書】

請求 額集 計欄	①サービス種類コード/②名称	A	1	訪問型サービス						訪問型サービス
	③サービス実日数		1	0	日					
	④計画単位数				1	4	8	6		
	⑤限度額管理対象単位数				1	4	8	6		
	⑥限度額管理対象外単位数							0		
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥				1	4	8	6		
	⑧公費分単位数							0		
	⑨単位数単価		1	0	0	0	0	円/単位		
	⑩事業費請求額			1	3	3	7	4		
	⑪利用者負担額				1	4	8	6		
	⑫公費請求額							0		
	⑬公費分本人負担							0		

処遇改善加算は限度額管理対象ではないため、⑤限度額管理対象単位数欄ではなく、⑥限度額管理対象外単位数欄に記載する。

(正)

- ⑤限度額管理対象単位数 ⇒ 1368
- ⑥限度額管理対象外単位数 ⇒ 118

(事例2) 請求額集計欄のサービス種類にサービスコードごと記載している。

【請求明細書】

請求 額集 計欄	①サービス種類コード/②名称	A	5	通所型サービス				A	5	通所型サービス			
	③サービス実日数		1	日					1	日			
	④計画単位数				1	6	4	7			2	2	5
	⑤限度額管理対象単位数				1	6	4	7			2	2	5
	⑥限度額管理対象外単位数												
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥				1	6	4	7			2	2	5
	⑧公費分単位数												
	⑨単位数単価		1										円/単位
	⑩事業費請求額												
	⑪利用者負担額												
	⑫公費請求額							0					0
	⑬公費分本人負担							0					0

請求額集計欄はサービス種類ごとに記載する。
この事例では、「A5」サービスを1つにまとめて記載する。

(事例3) 公費併用請求での記載漏れ。(第1号被保険者公費併用)

【請求明細書】

事業費明細書	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費回数	公費対象単位数	摘要
【誤】	通所型サービス(独自/定率)	A711111	2150	1	2150			
	通所型サービス処遇改善加算相当	A71121	40	1	40			
	通所型サービス入浴加算	A71131	50	9	450			
	通所型サービス送迎加算	A71141	45	18	810			

総合事業の対象公費
 ①法別番号12生活保護
 ②法別番号25中国残留邦人等
 ③法別番号58全額免除
 ④法別番号81原爆助成

【請求明細書】

事業費明細書	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費回数	公費対象単位数	摘要
【正】	通所型サービス(独自/定率)	A711111	2150	1	2150	1	2150	
	通所型サービス処遇改善加算相当	A71121	40	1	40	1	40	
	通所型サービス入浴加算	A71131	50	9	450	9	450	
	通所型サービス送迎加算	A71141	45	18	810	18	810	

「公費回数」「公費対象単位数」欄にも記載する。

(事例4) 認定有効期間がblankとなっている。

【請求明細書】

被保険者	被保険者番号	000000000001	事業所番号	18A000000001
	(フリガナ) 氏名	カゴ クロウ 介護 太郎		
	生年月日	1.明 2.大 3.昭和 10年 1月 1日 性別 1.男 2.女		
	要支援状態区分	事業対象者・(要支援1)・要支援2		
	認定有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 月 日まで	連絡先	電話番号 0776-**-****

要支援状態区分欄が、
 事業対象者の場合⇒開始年月日のみ記載でも可
 要支援1・2の場合⇒開始及び終了年月日を記載



ご清聴ありがとうございました